

令和 2 年 4 月 26 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03161

研究課題名(和文)16-17世紀ロシアの軍制改革と社会統合

研究課題名(英文)The Military Reformation and the Social Integration in the Sixteenth and the Seventeenth Century Russia.

研究代表者

浅野 明 (ASANO, Akira)

山形大学・人文社会科学部・名誉教授

研究者番号：90133909

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究初年度の成果：論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 スモレンスク戦争再考」『山形大学歴史・地理・人類学論集』第19号, 2018年, 1～22頁)。2年目の成果：論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 「五分の一税」をめぐる」『同』第20号, 2019年, 15～35頁)。3年目の成果：論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 ゼムスキー・サボールの歴史から」『同』第21号, 2020年, 1～31頁)。17世紀前半期ロシアの政治と社会を扱ったこれら3編の論文は一連のものであり、戦争、国家財政、政治制度の面から専制政治成立前夜のロシアの政治・社会状況を明らかにしている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上述した3編の論文は、独自の主題を追究しつつも一連のものであって、全体として、動乱から立ち直りつつある17世紀前半のロシアの政治と諸社会の関係を解明している。この時期は、ロシア史の大きな転換期であり、ロシア専制政治(ツァリーズム)の形成期としても重要なのであるが、わが国ではいまなおほとんど研究がなされていない。従って、これらの研究はわが国のロシア史学界に少なからず貢献できるものであると考えている。また、政治体制をめぐる諸問題の検討は、現代においてもなお無視できない重要な課題であることは言うまでもない。ロシアの政治体制を歴史的に考察したこれらの研究は、現代の諸課題にも応えるものであると考える。

研究成果の概要(英文)：(1) State, Societies, and Wars in Russia in the Early Seventeenth Century: Reconsideration of the Smolensk War (1632-34). Journal of History, Geography and Cultural Anthropology, YAMAGATA UNIVERSITY. No. 19, 2018, p.1-22; (2) State, Societies, and Wars in Russia in the Early Seventeenth Century: A Study of "Pjatina." Op.cit. No. 20, 2019, p.15-35; (3) State, Societies, and Wars in Russia in the Early Seventeenth Century: From the Historical Perspective of Zemskie Sobory. Op.cit. No. 21, 2020, p.1-31. These papers deal with the various problems-- the Smolensk War (1632-34), "Pjatina" and Zemskie Sobory--of the seventeenth century Russia. In these papers the author's principal aim is to present a historical analysis of communications which brought central Government and local societies closer to each other.

研究分野：ロシア史

キーワード：ロシア 17世紀 専制政治 全国会議 五分の一税 スモレンスク

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究代表者はかつて次のように述べたことがある。「(わが国では)ロシアの政治といえば、専制政治という概念でひとくくりにされてしまうことがいままお多い。しかし、専制政治と規定しただけでは、じつのところ、統治の実態は何も明らかにならない。なぜなら、その内実は、歴史的な状況に応じてさまざまのものでありえたからである。」(小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西 共和制の理念と現実』山川出版社、2004年、85頁)。これは、わが国におけるロシア専制政治研究の遅れとそれを自覚できない問題意識の欠如を指摘したものであるが、では現代社会において、独裁政治・専制政治を歴史的な文脈において研究する意味はどこにあるのだろうか。結論をあらかじめ述べておけば、近代市民社会における「自由」の相対化、再検討ということになる。

(2) 近代国民国家における国家体制あるいは政治体制をめぐる諸問題は、とりわけ19世紀以来、人文・社会科学の重要問題であった。それは20世紀末の冷戦の終結とグローバル化の進展により、もはや主要な問題ではなくなったかのように見えた時期もあったが、国際政治におけるその後の超大国アメリカの影響力の低下と中国の影響力の強まりなどによる「新たな冷戦」の始まり、さらに2020年1月以降のCOVID-19の世界的な大流行が、この問題を「独裁政治か民主主義か」というより切実かつ現実的なかたちにおいて鋭く提起した(これについては『朝日新聞』2020年4月15日付の歴史学者ハラリ氏へのインタビュー記事および「ETV特集 緊急対談「パンデミックが変える世界 ユヴァル・ノア・ハラリとの60分」NHK-Eテレ1、2020年4月25日放送、などを参照)。ここで注意したいのは、COVID-19の感染対策として、イタリアやフランスのような民主主義の確立した西欧諸国ですら、私権の制限や移動の自由に対する罰則を伴う強い制約など、近代市民社会の基本的な権利が制限され、一時的とはいえ政府に一元的に権力が集中されることを多くの人々が容認したという事実である。実際、感染症対策という面では「独裁政治」のほうが効率的であるかのように見えたという事実も無視できない。これらがもし偶然の現象ではないとすれば、現在の政治体制がどのようなものであれ、それらの社会の深部には、何か根本的かつ共通する要素、言い換えると共通の土台ともいべきものが広範に存在していて、現存する種々の政治体制は、国民国家の形成過程が進む中で、その共通の土台からのちに分岐してきたものにすぎないこと、そしてこの共通の要素は、平素はそれぞれの社会の奥深くに隠れているものの、非常時にはそれが社会の表面に立ち現れてくるのではないかと考えてみるのが許されるであろう。このような問題意識を前提に、前述したCOVID-19の感染拡大時に各国・各地域でみられた種々の動向とその意味するところを歴史的に考察しようとするなら、「独裁的な」政治体制と「民主的な」政治体制の対立・二律背反の図式を当然の前提として考察する従来の研究姿勢では、問題の本質に迫ることができないことは疑いない。問題となっているのが、まさにこの前提にほかならないからであり、ここで必要なのは、両者の政治体制に伏在する共通の要素、共通の土台を探る作業だからである。種々の国民国家の成立過程を、歴史的に形成されてきたそれぞれの国の政治文化の問題として検討することはもちろん重要であるが、しかしそれは別の課題なのであって、まずはわれわれになじみの「市民的自由」という概念をひとまず相対化してみる柔軟な思考から出発する必要がある。

(3) にもかかわらず、西欧の学界に偏重してきたわが国の西洋史学界においては、近世・近代における独裁政治あるいは専制政治は、民主主義(民主政治)の体制と基本的に相容れないものという考えを疑う余地のない前提としてきている。その結果、「専制的な」あるいはもう少し広い意味で「非民主的な」政治体制のもつ幅広い歴史的な意義が検討されることはほとんどなかった。この事実が持つ否定的な意味合いは明白である。なぜなら、日本であれ欧米諸国であれ、政治権力と市民社会の関係もしくは国家と個人の自立・自由をめぐる問題がいままお未解決だからであり、この点では、民主主義を建前とする諸国の政治体制もまた、「非民主的な」政治体制の諸国と基本的に同じ課題を抱えているからである。これらの諸問題に接近するためには、現代の社会と政治の持つ諸問題を歴史的に考察することが重要であり、その場合、民主主義の対極にあるように見える独裁もしくは専制政治の持つ歴史的な意味についても、合わせて再検討することが必須の課題となる。言い換えると、COVID-19の世界的な感染拡大によって明るみに出されたのは、じつのところ、「民主主義か独裁か」という二者択一の問題などではなく、市民的权利と国家権力との相互関係という、より本質的かつ未解決の問題にほかならない。それは決して新しい問題であるわけではなく、ただ平時においては社会の深部に隠れていただけだったのである。

### 2. 研究の目的

(1) 独裁政治・専制政治の研究には、前述したような現代的意義があるが、とりわけその成立期の研究は重要である。ひとことで独裁・専制といっても、その内実は多様であり、それぞれの政治体制の成立過程を検討しなければ、その実態を明らかにすることができないからである。この問題を具体的に考察するために、研究代表者はここで17世紀におけるロシアの政治史を取り上げた。その目的は次のところにある。

(2) 専制であろうと独裁であろうと、それは強権のみで単独に成立しているわけではなく、必ず社会の少なくとも一部の利害に応えることによって支持されているはずである。ロシアといえども例外ではありえない。ロシアでは、のちに専制君主(ツァーリ)となるモスクワ大公は、実のところ16世紀までは取り巻きの貴族たちと協働して権力を行使する存在にすぎなかった。つまり、それまではモスクワ大公も、名門貴族たちの権力と権威に支えられることが、その地位を

維持するためには不可欠の前提だったのであり、この点で他のヨーロッパ諸国と大きく異なるところはない。しかし、この大公が、その後の 100 年足らずの間に独自の権力と権威を確立し、ついには 20 世紀にいたってもなお存続した専制政治体制を確立していくのである。だとすれば、モスクワ大公が、それまでの狭い特権的な階層のみにとどまらず、幅広く社会全体を掌握する専制君主の地位を確立するにいたった過程の解明が重要な研究課題となるはずである。

(3) ではその場合、考察の中心はどの時期に置かれるべきであろうか。専制政治の法的な確立は、1649 年の『会議法典』であるというのが一般的な理解である。いまこの理解を前提にすれば、考察の重点が 17 世紀前半の政治と社会の動向に向けられねばならないのは自明であろう。ところがわが国では、17 世紀前半のロシアについては、初頭の動乱時代の出来事と、同世紀中葉の『会議法典』の成立以降の政治史こそ若干の関心をひいているものの、その間に挟まれて、政治史上の著名な出来事のない前半期とりわけ 1620 年～1630 年代の研究はほとんどないのが実態である。逆に言えば、この時期がわが国の研究者の関心をひかなかったという事実それ自体が、わが国におけるロシア専制政治に対する関心の低さを物語っているといえよう。

(4) もう一つ指摘しておかねばならないのは、この関心の低さが何に由来するのかという点である。繰り返しになるが、わが国の研究者の関心は、これまで多くの場合、理想化された西欧の「民主主義的政治体制」とロシアの専制政治とを無前提的に対立させ、ロシアの政治体制の「後進性」を強調するのが常であった。さすがに現代においては、この立場に無批判である研究者は少なくなったが、それでも、ロシアの専制政治を自分たちにとってなにか異質のもの、縁のないものとする傾向はなお一般的である。研究代表者は、この問題意識の欠陥についてかねてから指摘していたが、前節で述べたように、2020 年の COVID-19 の世界的大流行は、西欧の政治体制とロシアの政治体制とは、表面的には対立する面が多いが、深部においては意外に近い関係にあるという可能性に、あらためて目を向けさせたといえよう。ロシアの専制政治について、具体的・歴史的に検討することの現代的意義を改めて認識する必要がある。

### 3. 研究の方法

(1) 第 2 節で述べた研究目的つまりロシア専制政治の成立過程を歴史的・具体的に研究するという目的に、本研究では、地方社会と中央権力との相互関係という側面から接近する。これを、研究課題「16-17 世紀ロシアの軍制改革と社会統合」に即して実行するために、研究初年度には国家権力のかなめである軍隊の歴史の、二年度には社会統合を基礎で支えるものとしての財政史の、それぞれについて各 1 編の論文を執筆し、最終年度には、ゼムスキー・サポール(全国会議)と呼ばれる機関を取り上げ、それまでの研究を総括する意味で、政治史の過程を検討した論文の作成を計画した。

(2) 各論文の具体的な内容は次節に譲ることにして、いま社会統合の側面についてのみ言及すれば、既述のように、専制政治といえども、それを積極的に支える勢力なしには成立しえない。そこで具体的には、地方社会の中核を形成していた勤務人層と都市ボサード(商工地区)民が、特権的な貴族に支えられた一分領公にすぎなかったモスクワ公を、モスクワ大公国の君主としただけでなく、さらにそれを専制君主にまで押し上げていく過程を検討した。この過程は、いずれか一方からのものではありえず、両者つまりモスクワ中央政府と地方社会の相互の利害の一致が自覚されて初めて実現された。そこでは、地方社会が中央権力に従う面があったのは当然であるが、しかしモスクワ政府もまた、地方社会の種々の利害に配慮し、それを尊重してしばしば政治的に譲歩しなければならなかったのである。したがって、本研究の中心は、中央政府と地方社会の相互の「対話」・「交渉」、言い換えるなら、中央と地方のコミュニケーションのありようの解明であった。そこには、とりえず中央権力を掌握するのに成功したロマノフ家が、モスクワ国家の君主として各地の地方社会を統合し、自己の権力を地方に浸透させていくことに成功したときに、言い換えると、これまで多かれ少なかれ自律的であった地方社会が、モスクワの君主による統治を受け入れるのに応じて国民国家としてのロシアが成長し、その過程をとおして、同時に専制的な君主としてのツァーリの権力が確立していったのではないかと、という見通しを背景にしている。

(3) 考察する時期は、17 世紀前半、特に 1620～1630 年代を中心とした。その理由はすでに述べたところであるが、この時期が専制政治の成立期にあたっていること、にもかかわらずわが国ではほとんど研究がおこなわれてこなかった、という事情による。この検討によって、研究の空白を埋めるとともに、専制政治の確立について、新たな知見が得られると考えた。ただし、検討の過程において、16 世紀後半あるいは 17 世紀中葉の事象を立論の基礎とすることもある。それは、史料の残存状況が必ずしも十分ではないことによるが、それだけではなく、それらの諸事象が相互に密接に関連しており、検討の幅をなお数十年単位で拡大しなければならないこともあるからである。もっとも、これにより、ここでの研究成果が単なる類推・推測にすぎないものではないことも論証されるであろう。

(4) 具体的な研究方法は、歴史学のオーソドックスな手続きによる。つまり、関連する史料(刊行史料・資料)の読解と分析による歴史像の再構築である。基本的な史料は、官署に残された公式記録である。3 編の論文において用いた主な史料のみを挙げておけば、以下のとおりである。研究初年度の論文については、いまだ十分な権力と権威を確立していなかったモスクワ政府が、ポーランドとの戦いに不可欠と考えていたカザーク(コサック)を隷下の軍隊として組織するために行ったカザーク代表者との交渉記録および現地でカザークとの交渉にあっていた軍司令

官と政府との間で交わされた通信記録などである。二年目の研究については、ゼムスキー・サポールの決定を受けて、新税を徴収するために官署が出した訓令とそれを実施した徴税委員の報告書、および徴税に対して地方社会の種々の人々から提出された嘆願書とそれに対する政府の回答などがある。最終年度の研究については、ゼムスキー・サポール代表者の選出に関する政府の命令とその実施状況を伝える地方長官の報告などが中心であった。これらの史料をとおして、当時の政府と地方諸社会との相互関係が、ある程度浮き彫りにされる。

#### 4. 研究成果

以下、各年度の研究成果を記載するとともに、それぞれについて若干の内容の紹介を付する。

(1) 研究初年度の成果は論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 スモレンスク戦争再考」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第19号, 2018年, 1~22頁)である。研究代表者はかつて、スモレンスク戦争(1632-34年)を素材に、当時のロシア(モスクワ国家)の政治と軍制改革について検討したことがあった。それが「スモレンスク戦争(1632-34年)とロシアの軍隊」(『ロシア史研究』第66号, 2000年, 4-14頁)である。この研究は、ロシアの側から戦端を開いたにもかかわらず、わずか2年足らずの短期間で敗北したいわゆる「スモレンスク奪還戦争」の経過を検討することで、17世紀20~30年代のロシア社会の内部事情を検討したものである。この考察は、戦時にこそ当該社会の構造や諸矛盾が明らかになるのではないかと、という問題意識を前提にしていた。ただ、この研究はもっぱらモスクワ政府の動向を検討するものにとどまっており、当時のロシア社会のダイナミックな動きを再現するにはいたらなかった。その不十分点を補ったのがこの「再考」論文である。ここでは、モスクワのロマノフ政府が、当時は強力な軍力を持っていたカザークを政府の指揮下に組織してポーランドに反撃しようと試みたものの、結局カザークを組織することに失敗し、戦争の継続を断念せざるを得なかった経緯を明らかにした。この論文で、当時のモスクワ政府にはまだ十分な権力も権威も欠けていたこと、社会もなお無秩序かつ混沌としており、国家体制や社会状況がその後どのような方向に向かうのか極めて流動的な状況であったこと、したがって、この時点で、ロシアの政治を専制政治であったと断定することはできないことを明らかにした。

(2) 研究二年目の成果は、論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 「五分の一税」をめぐる」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第20号, 2019年, 15~35頁)である。17世紀初頭の動乱の時代には、内戦、外国軍の侵攻、民衆の叛乱などが相次いで、ロシアの政治と社会は未曾有の混乱状態に陥り、その結果、財源が確保できなかった国庫は破綻状態に陥った。そこで、当時、政府に代わって実権を掌握していたゼムスキー・サポールは、このような状況下で、富裕な貴族に贖金(献金)を求めるとともに、一般の商工民からも収入の五分の一を徴収しようとした(1614年)。これが「五分の一税」の始まりである。もっとも、この新税はこのときに初めて考案されたものではなく、動乱時代の末期に、混乱の中でなお反ポーランドの戦争を継続しようとした富裕な商人たちが始めた自由意志による贖金を端緒としたものであった。つまり、権力ではなく、社会の側の自発的な行動によって始められたものであったが、結果的にはそれが困難な状況を打破するのに極めて有効に働いたという事実があった。いわば「国難」を救ったその有効性が官署役人に注目され、動乱の終結とともに、こんどは国家の政策つまり新たな税制として、これが採用されたのである。しかし、もともと富裕な市民による自発的な贖金として考案・実行されたものであったから、それは一般の商工民に支払いを要求するものではなかったし、ましてやその社会的・経済的性格を根本的に異にする農民を対象とするものではまったくなかった。しかし、徴税の実務を任された官署役人たちは、これらの条件の相違を無視し、十分な準備や慎重な検討、明確な方針もないままに、ゼムスキー・サポールのごく一般的な決定を根拠に、もっぱら施行細則としての訓令に基づいて、これを事実上すべての住人から全国で一律に徴収しようとした。その結果、各地で多くの混乱や住民の激しい抵抗運動が起こり、ようやく安定しかかっていたロシア社会が、再び混乱しかねない状況になった。この現実直面したミハイル政府は、ゼムスキー・サポールの決定を基礎としながらも、不満のもととなった施行細則(訓令)の修正を辛抱強く展開して社会の側に譲歩を繰り返した。その結果、ようやく1630年代半ばになって、社会の側も、最終的にこの新税を受け入れることになった。もっとも、そのときにはこの税制も、政府によって当初意図されていたものとはかなり異なったものになっていた。このように、専制政治のイメージの強いロシアであるが、少なくとも17世紀30年代まで、政府には強力な権力と権威が欠けており、そのために政府は社会との対立を極力避けつつ、その主張に譲歩することで権力の安定化を図っていたのである。この五分の一税が、その後、国家にとって最も重要な財源となることを思えば、社会の側の創意を、住民に幅広く負担させる新税として上から再編成し、しかも柔軟に譲歩を繰り返すことで最終的には目的を達成したツァーリ政府とその役人たちの巧妙な政治手法が、その後の安定した政府権力の確立に貢献したといえる。

(3) 研究最終年度の成果は論文「17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 ゼムスキー・サポールの歴史から」(『同上』第21号, 2020年, 1~31頁)であった。この論文は、先行する2編の論文を受けて、モスクワ政府と地方社会とのコミュニケーションの実態の解明という問題を直接取り上げた。17世紀のゼムスキー・サポールについては、わが国ではほとんど研究されていない。しかし、第二論文でも明らかのように、ゼムスキー・サポールは、専制政治の確立にあたって無視できない役割を演じたと考えられる。すでに述べたように、西欧とロシアを無前提に鋭く対比させるとらえる問題関心はいまや妥当性を欠くものとなっており、ゼムスキー・サ

ボールについても、もっと異なった観点からの考察が求められている。その際に参考になるのが、社会主義革命前のロシア史学界の諸研究である。そこでは、ゼムスキー・サポールを、西欧との関係において考察するのではなく、ロシアにおいて独自の役割を果たしたものとする思潮が一つの流れを作っていた。いわゆる「スラヴ主義者」たちがそれである。もっとも、この動向は、ロシアにおける資本主義的諸関係の進展、それに呼応したマルクス主義の影響力の拡大とともに、20世紀にはいるとだいに重視されなくなっていき、社会主義革命以降は、専制を擁護する反動的な議論の一種として葬り去られてしまった。当該論文は、その思潮を、政治的な立場からする評価ではなく、歴史学の立場からいまいちど再評価することにより、ゼムスキー・サポールの歴史的な役割と意義を再検討しようとしたものである。考察の結果、ゼムスキー・サポールには二つの異なった社会的性格があったと結論付けた。それは、モスクワ政府にとっては、地方社会の中央権力への統合を促進した機関＝会議体であった。これは、従来から言われている評価である。しかし、地方社会の側のゼムスキー・サポールに対する態度は、もう少し複雑なものであった。地方社会の中心をなす勤務人層とポサード民は、ゼムスキー・サポールへの出席を、権利ではなく、望まないが政府によって強制される重い負担と感じており、その限りで召集には否定的に対応した。しかしその一方で、16世紀以来の地方自治制度の導入によって、地方社会には、その自治を主導的に担っていた指導層が成長してきており、その内部には、動乱時代の結果の一つでもある深刻な内部対立　諸階層・諸身分間の、あるいはそれらの内部での利害対立　が存在した。しかもこの対立は、政府にとっても無視できない深刻なものとなりつつあった。そのような地方社会の有力者たちにとって、政府によって各地の有力者が召集されるゼムスキー・サポールは、当面の諸課題を中央権力の力を利用してそれぞれの利害に沿って「解決」するための絶好の機会であった。ゼムスキー・サポールの持つこの側面は、もとより非公式的なものであって、それ自体として史料に残るような性格のものではなかった。だが、同じ時期に地方の諸階層から多数提出された嘆願書　集団で提出されることも多かった　が、ゼムスキー・サポールのこのような非公式的な性格の「活動」に、現実的・実質的な意味があったことを確認させる。したがって、この意味でのゼムスキー・サポールは、社会諸階層の参加するある種の運動体であったと評価することができる。中央政府の主導する会議体という性格と、その政府に対して、地方社会の諸勢力が自らの種々の要求を提出・承認させるための運動体としての性格、この二つの性格が同時に作用することで、ゼムスキー・サポールは中央政府と地方社会との利害調整・コミュニケーション機能を果たしていたのである。

(4)以上の3編の論文で、17世紀前半とりわけ20～30年代には、モスクワ政府の権力がいまだ確立していなかったこと、また地方社会の状況も不安定で、政治情勢はロシア全土でなお混とんとしていたこと、しかしそこから、モスクワ政府は、まず軍事面と財政面で基盤を確立していくと同時に、その過程で地方社会の利害対立を利用しつつ、その勢力図をだいに自己に有利なように塗り替えていくことで社会の統合を進めていったことなどが明らかにされた。これらの動向によって、強力な中央政府の確立に道が開かれていくことになる。しかし、これがそのまま専制政治につながっていくわけではもちろんない。専制政治の確立のためには、支配者層の上層を構成する聖職者と貴族、中間層をなす勤務人、財力のある新興大商人、中小商工民、そして人口の圧倒的多数を占める農民層など、あらゆる階級・階層の代表という形式を整えなければならなかった。その場合、とりわけ問題になるのが、専制政治と地方自治の進展との関連である。しかし、この問題の追究は今後の課題として残された。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 浅野 明	4. 巻 第21号
2. 論文標題 17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 - ゼムスキー・サポールの歴史から -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 山形大学歴史・地理・人類学論集	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 浅野 明	4. 巻 第20号
2. 論文標題 17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 - 「五分の税」をめぐって -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 山形大学歴史・地理・人類学論集	6. 最初と最後の頁 15-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 浅野 明	4. 巻 第19号
2. 論文標題 17世紀前半期ロシアの国家・社会・戦争 スモレンスク戦争（1632-34）再考	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 山形大学歴史・地理・人類学論集	6. 最初と最後の頁 1-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 浅野 明
2. 発表標題 ツルゲーネフ『獵人日記』と19世紀のロシア社会
3. 学会等名 早稲田大学「歴史と文学の会」
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----